

ASEAN(主に陸側)の最新の知財動向 及びデジタル化の取組

Latest IP Trends and Digitalization Initiatives in ASEAN



独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部長

内藤 康彰

2007年、学習院大学理学部化学科助教。2010年、特許庁入庁。特許審査官（化学、医薬）、審判課企画係長、英国ロンドン大学クイーンメアリー校LLM留学、調整課特許分類企画班長、国際協力課地域協力第二班長（インド・中南米等担当）などを経て、2023年10月より現職。

✉ bgk_ip@jetro.go.jp

1 はじめに

ASEAN（東南アジア諸国連合）は東南アジア 10 各国（シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー）からなる連合組織である。ASEAN の名目 GDP（2023 年）は 3 兆 8,620 億ドル（世界シェア 3.7%）、人口（2022 年）は 6.8 億人（同 8.5%）¹ であり、世界でも有数の市場規模を有している。

日本企業にとっても重要な市場であり、ASEAN における海外進出日系企業拠点数²を見ると、タイの 5,856 社を筆頭に多くの日本企業が ASEAN に進出しており、その関心の高さをうかがうことができる。

本稿では JETRO バンコク知的財産部が主担当としている ASEAN 陸側各国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）を中心に ASEAN の知財動向（主に特許）とデジタル化の取組について紹介する。

2 ASEAN 陸側各国の知財動向及びデジタル化の取組

2.1 タイ

2.1.1 タイの知財動向

タイの特許出願件数は増加傾向にあり、2022 年時

点で 8,607 件である³。特許審査のスピードに関しては、タイは ASEAN6（シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア）の中で、最も特許審査が遅延している国である⁴（図 1 参照）。また、図 2 を見ると、2023 年の特許の権利化期間（特

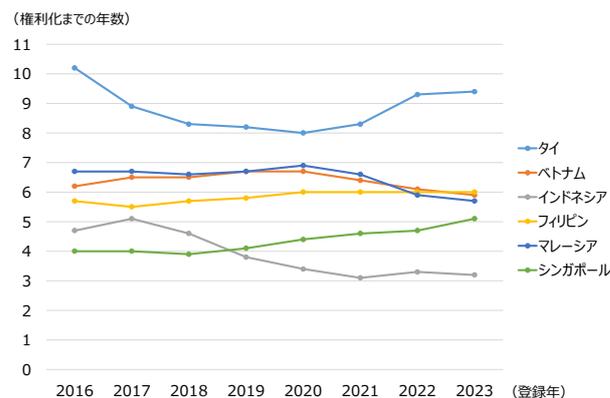


図 1 ASEAN における権利化期間（特許）

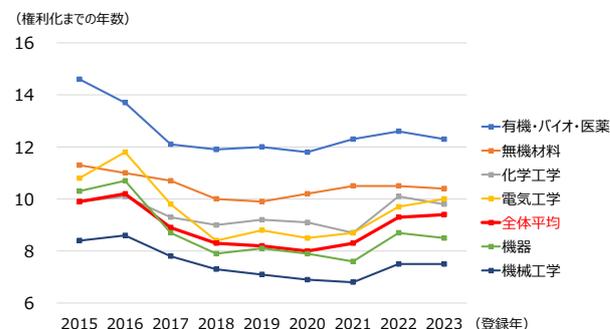


図 2 タイにおける権利化期間（特許）

1 IMF (World Economic Outlook Database, October2023)、国連 (World Population Prospects 2022)

2 外務省 進出日系企業拠点数調査 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html

3 タイ DIP Annual Report 2022 https://www.ipthailand.go.th/ebooks/AR_DIP_2022/AR_DIP_2022.pdf

4 ASEAN における産業財産権の検索データベースの調査 2023 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202403_asean.pdf

許が出願されてから登録までの期間)は、全案件では平均で約9.4年、有機・バイオ・医薬の技術分野では約12.3年と長期化している。

タイの特許審査遅延の要因として以下が挙げられる。

- コロナ禍の影響
- タイ知的財産局 (タイ DIP) にて 2022 年頃に生じたシステム障害
- 特許審査官増員の困難さ (2024 年 2 月にタイ DIP から聴取したところ、タイは小さな政府を目指しているため、国家公務員は現状維持または縮小傾向)
- 現行特許法による制限 (特許出願から公開までの期間に関する規定が無く、また、公開後でないと審査請求ができない)

現在、日本の内閣法制局に相当するタイ法制委員会 (Office of Council of State) にて審議中の改正特許法が成立すれば、特許出願から公開までの期間が 18 か月と規定される。また、審査請求が出願日基準となるため、特許出願の公開を待たずに審査請求を行うことが可能となることから、その分、特許権利化期間が数年程度は短縮されると予想される。しかしながら、現行特許法の公開日基準の審査請求と、改正特許法の出願日基準の審査請求とが重なる時期は、いわゆる審査請求件数のコブが生じることとなる。タイ DIP によると、審査請求件数のコブについては、特許審査官の増員でなく、以下のデジタル化の取組により、効率化を図ることで対応するとのことである。

2.1.2 タイの知財デジタル化の取組

タイ DIP は以下のように、様々なデジタル化の取組を行い、業務の効率化を図っている。

- e-Filing システム

タイ DIP では電子出願システムを利用した知的財産権の出願を促進している。出願人は、本システムを用いて 24 時間出願が可能。
- AI を用いた特許先行技術サーチ

タイ DIP は特許審査業務の負担を軽減し、審査期間を短縮化させるために、タイ DIP の内部システムにおいて、AI を用いた特許サーチアプリケーションを実装している。本システムでは、AI を用いて、本願と先行技術文献との類似性を比較することで、先行技術文献を評価・分析するものである。
- Tele-Consultation システム

出願人と審査官との対面での面接審査に加えて、オンラインで面接審査を行う Tele-Consultation システムが導入されている。拒絶理由通知後の手続補正に限らず、様々なオフィスアクションに関する相談が可能である。

- Patent Agent システム

本システムは、特許代理人情報の検索、特許代理人間の管理・運営、審判請求等を容易にするもの。
- Patent Landscape

特許動向分析と技術予測のために、期限が近い特許情報を提供する。
- AI Chatbot

2024 年中にサービスを開始予定。特許・小特許に関する出願等の全てのプロセスの情報をサポートする自動会話システム。
- e-Patent QC (品質管理) システム

e-Patent QC システムは、タイ DIP 内部での特許・小特許の品質管理システムであり、2024 年に運用を開始している。日本特許庁 (JPO) の品質管理システムを参考に PDCA サイクルに基づいて、定量的・定性的スケールでの品質管理体制を構築し、オフィスアクション発行の監視及び標準化を実施している。また、その結果をさらなる e-Patent QC システム開発のための資源として利用している。
- 出願書類への商務省事業開発局 (Department of Business Development, DBD) の法人番号の記載

タイ DIP では日本での識別番号に対応するような、申請人に付与される番号は存在しない。しかしながら、現在、特許、小特許、意匠、商標の出願人がタイ法人である場合、出願書類にタイ DBD の法人番号を記載する運用を実施している。DBD 法人番号は公報等に記載されないものの、DBD 法人番号と出願番号を記載したリスト⁵が公開されており、名寄せに用いることも可能である。

2.2 ベトナム

2.2.1 ベトナムの知財動向

ベトナムも特許出願件数が毎年増加傾向にあり、

- 5 タイ DIP ウェブサイト (タイにおける法人番号付きの特許及び小特許に関する情報) https://catalog.ipthailand.go.th/dataset/patents_petty_legal_entity/resource/b1770946-f467-4be1-a25b-5f870d85a9a8
- 6 IP ベトナム Annual Report 2022 https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/annual-report

2022年では8,707件である⁶。また、ベトナムでは、特許の権利化期間が年々短縮しており、2023年の特許の権利化期間は、全案件では平均で約5.9年、技術分野間にて大きな差は見当たらない（図3参照）。しかしながら、日本と比べるとまだ権利化期間が長く、審査遅延の問題は依然として残っている。

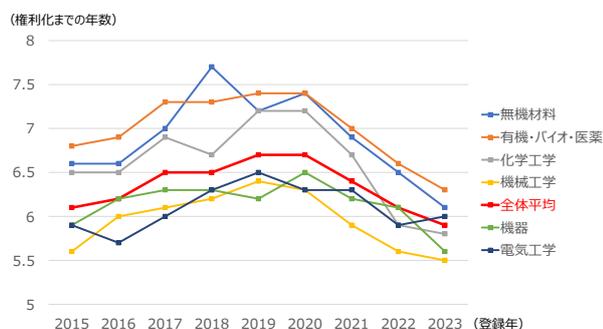


図3 ベトナムにおける権利化期間（特許）

ベトナム国会決議第100/2023/QH15号を実行するための決定第1621/QD-BKHHCN号のタスクNo.27には、ベトナム国家知的財産庁（IPベトナム）が2021年から2025年までに特許出願のバックログ（未処理案件の滞貨）を削減すること、商標審査については2024年にはバックログが無い状況とすることを目指す計画が示されている。特に、特許バックログについては、15～20名の特許審査官の採用、システムの各プロセスでのアウトソーシングの活用、情報管理システムのアップグレード、品質管理の向上を行うことで対応するとされている。

しかしながら、タイ、ベトナムにおいては、他の途上国と同様に、日米欧などの他庁の審査結果があれば、審査スピードが早く、拒絶理由も他庁と同じ内容で通知するものの、他庁の審査結果が無いと、審査スピード・審査の品質ともに十分でない。そのため、日本の出願人にとっては、JPOで特許となった出願に対応する出願を、第二庁にて早期に審査可能な特許審査ハイウェイ（PPH）を活用することが非常に有効である。なお、ASEANの各知財庁は、日米欧などの他庁の審査結果の提出を出願人に求め・推奨し、実体審査において参照するものの、自身のオフィスアクション・審査結果を公開していない。

また、ベトナムの知財動向に関して最も大きなものは、2023年1月に施行された法律第07/2022/QH15

号、その下位規則であり同年8月に施行された政令第65/2023/ND-CP号、さらにその下位規則であり同年11月に施行された通達（省令）第23/2023/TT-BKHHCN号である。いずれも日本語の仮訳をJPO及びJETROのウェブサイトにて公開している⁷。これらは、環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）などの国際的な合意との整合を図り、知的財産権に関する手続きの簡素化・効率化などを図ることを目的としている。

その中で特許に関しては、

1. 拡大先願規定の追加
2. 秘密特許、安全保障管理規定（第一国出願義務）の追加
3. 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加（出所開示要件義務、拒絶・無効理由追加）
4. 付与前の異議申立て規定の追加

意匠に関しては、

1. 意匠の定義変更
2. 公開遅延制度（7か月）の導入

商標に関しては、

1. 音の商標の追加（オーディオファイル形式可）
2. 悪意の商標に関する拒絶・無効理由追加

知財権保護に関しては、

1. デジタル環境での権利行使確保のため、インターネット上の侵害行為も保護対象と明記
2. 税関での職権による手続停止（税関法の関連条項も改正）

との規定が盛り込まれている。

2.2.2 ベトナムの知財デジタル化の取組

● e-Filing システム

IPベトナムでは2017年から特許・商標などの出願をe-Filingシステムを通じて電子出願が可能であった。その後、2019年ベトナム改正知的財産法の第89条第3項において、正式に電子出願が規定された。しかしながら、2022年頃から長期に渡り、e-Filingシス

7 JPOウェブサイト（「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」の「ベトナム」の項）<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>、JETROウェブサイト（「ベトナム」[知的財産に関する情報]の「法令・判例」の項）<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip.html#statistics-centre#/unitary-patent>

テムが全面的にダウンした。結果的に、全ての電子出願ができなくなり、紙で出願する状況が続いていた。ようやく2023年11月に新たなe-Filingシステムの運用を開始したものの、新システムは特許のみに対応しており、商標などは現在も紙で出願しなくてはならない。

2.3 カンボジア

2.3.1 カンボジアの知財動向

カンボジアでは、知的財産を担当する官庁が2つ存在することが特徴である。1つは、特許・実用新案・意匠などを所管する工業・科学・技術・イノベーション省(MISTI)産業財産権部。もう1つは、商標などを所管する商務省(MOC)知的財産権部である。

特許に関しては、カンボジアにおいて、100%に近い出願が外国出願であり、運用上、特許で実体審査は行われていない。そのため、他庁に審査を依頼するか、他庁の審査結果を待つことになっている。日本の出願人であれば、JPOで審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、カンボジアMISTIにて、実質的に無審査で早期に特許となるCPG(特許の付与円滑化に関する協力)を活用するのが良い。

2.3.2 カンボジアの知財デジタル化の取組

これまでカンボジアでは、特許・意匠を検索する独自のデータベースを有していなかったが、2024年4月にカンボジア特許意匠データベースが公開され、運用が開始された⁸。

商標に関しては、2024年4月26日の世界知的財産の日に合わせて、5つのプロジェクトとともに商標審査に関するウェブアプリケーションの情報を公開した。このウェブアプリケーションを使うことで、出願人は自身の出願の状況が把握できるほか、審査官とのメールでのコミュニケーション、さらには商標の電子出願も可能となる。本ウェブアプリケーションは近日中に完成し、ユーザーが利用可能となる見込みである。

2.4 ラオス

2.4.1 ラオスの知財動向

ラオスもカンボジアと同様に、100%に近い出願が

外国出願であり、運用上、特許で実体審査は行われていない。そのため、同じくCPGの活用が有効である。

2.4.2 ラオスの知財デジタル化の取組

ラオス知的財産局(Laos DIP)は、2023年にe-Filingシステムを公開した。Laos DIPによると、公開して日が浅く、さらなる改善が必要とのこと。

2.5 ミャンマー

2.5.1 ミャンマーの知財動向

ミャンマーでは、2021年2月1日に起こったミャンマー政変の影響により、知的財産庁の設立、各知的財産法の施行が遅れていたものの、2023年から2024年にかけて大きな動きがあった。

2023年4月1日に商標法が施行、同年4月26日にミャンマー知的財産庁(IPD Myanmar)がグランドオープン、同年10月31日付けで意匠法及び著作権法が施行、2024年5月31日付けでミャンマー特許法が施行された。

商標に関しては、2023年4月より商標登録出願の受付を開始し、IPD Myanmarにて方式審査及び実体審査が行われていたところ、2024年5月1日に、220件の商標を含む異議申立てのための最初の商標公告公報が発行された。これらの商標は、実体審査を通過したものであり、今後の異議申立てのプロセスを通過すれば、商標登録に至ることとなる。なお、IPD Myanmarの商標審査では、方式及び絶対的拒絶理由について審査を行っている。相対的拒絶理由については、実体審査では判断されず、第三者より異議申立てがあった場合に判断される。

現在、後述のASEAN IP Registerでは、ミャンマーの商標文献が収録されている。

3 ASEAN 全域でのデジタル化の取組

3.1 ASEANでの知財データベースにおける課題

日米欧中韓の知財庁(五大特許庁、IP5)などと異なり、ASEAN知財庁のデータベースは以下の点で十分なものとはいえない。

●データベースに全ての文献が収録されていない。紙出

8 Cambodia Patent Design Database <https://dip.misti.kh.wipo.net>



願しがなく、電子化されていない文献がそれなりの数で存在する。

- データベースに収録されている情報が十分でない。優先日の記載が無いなどの書誌的事項の欠落だけでなく、明細書を含むフルテキストが収録されていないことがある。また、ASEAN 各庁において、オフィスアクション・審査結果、審査は一般に全く公開されていない。
- 国によっては、データベースに収録されている文献の言語が現地語であり、データベースでのテキスト検索も現地語のみ。
- データベースからバルクデータを一括ダウンロードできない。そのため、1 件 1 件手作業で確認する必要がある。
- ASEAN 各国は、国際特許分類 (IPC) に関するストラスブール協定に未加盟。なお、例えば、日本との経済連携協定にて「特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される」⁹と規定されている。しかしながら、WIPO にて定められる IPC 指針に従って付与されるわけではなく、公開時には IPC が何ら付与されていないケースも存在する。

上記のような状況であるため、各知財庁の審査官や出願人による先行技術文献調査はもちろんのこと、特許動向分析などの分析・調査が非常に困難である。これは、ASEAN だけでなく、ASEAN 以外の途上国にも当てはまる。

ASEAN は電気自動車などグリーン・カーボンニュートラル技術に注力しており、その技術動向を分析することは非常に重要である。ここで、JPO が提供するグリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)¹⁰ を例に挙げる。GXTI はグリーン・トランスフォーメーション (GX) に関する技術を俯瞰するために、JPO が作成した技術区分表である。また、各技術区分に含まれる特許文献を検索するための特許検索式も公開されており、この検索式は IPC と英語テキストの組合せからなっている。ASEAN (や他の途上国) で GXTI を用いて GX に関する技術動向を分析する場合、対象データベー

9 日・タイ経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf

10 JPO ウェブサイト (グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)) <https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

スに IPC が適切に付与されていない、英語でテキスト検索ができないといった理由から、分析が困難なものになる、または、できないこととなる可能性が高い。

このように課題は多くあるものの、ASEAN は非常に有望な市場であることから、以下のように様々な取組が行われている。

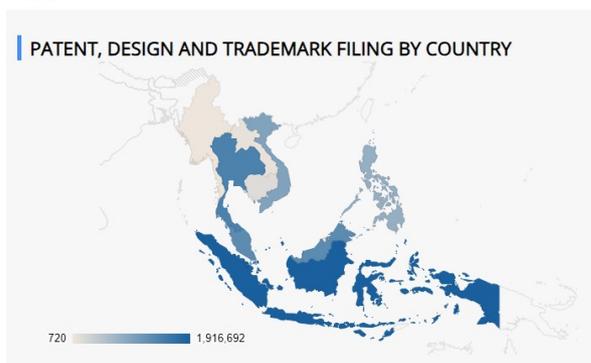
3.2 ASEAN IP Register

従来、ASEAN での知財データベースについては、特許は ASEAN PatentScope、意匠は ASEAN Design View、商標は ASEAN TM View と分かれていたが、2023 年にこれらの法域を全てカバーする統一的な ASEAN での知財データ共有プラットフォームとして、ASEAN IP Register¹¹ が立ち上がった。ASEAN IP Register は、世界知的所有権機関 (WIPO) 提供のデータベースであって、JPO を通じた日本からの任意拠出金である WIPO ジャパンファンド (Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global) により支援されている。

その収録範囲は、ASEAN PatentScope、ASEAN



ASEAN IP REGISTER



PATENT, DESIGN AND TRADEMARK FILING BY COUNTRY				
Designs Patents Trademarks				
Flag	Country	Patents	Designs	Trademarks
	Brunei	1651	199	57163
	Cambodia	1486	1205	135198
	Indonesia	186701	86921	1643070
	Lao PDR	160	531	63511
	Malaysia	198931	38364	1037086
	Myanmar	0	0	720
	Philippines	108864	38879	623224
	Singapore	232612	31192	562365
	Thailand	176169	78108	1170520
	Vietnam	109612	54049	783288

図4 ASEAN IP Register のウェブサイト

Design/TM View や、WIPO PatentScope、Global Design/Brand Database とほぼ同等か、それより広い^{12,13}。また、2024年6月26日時点では、ミャンマー商標文献が720件収録されている。

WIPO、ASEAN 事務局、ASEAN 加盟国各知財庁は、定期的に ASEAN IP Register Coordinators Meeting といった会合^{12,13}開催し、ASEAN IP Register の将来的なサービス、収録間隔・範囲・内容に関するデータ品質などについて、検討を進めている。

特に、今後の展望¹²に関しては、ASEAN IP Register を Data Hub として、ASEAN のみならず他の知財庁や、民間にバルクデータを提供する案が非常に興味深い。また、出願人・企業のポートフォリオサーチ、機械学習を用いた名寄せ、新たな AI サービス提供(分類付与、イメージサーチ、機械翻訳等)についても検討が進められており、引き続き注視したい。

3.3 WIPO ジャパンファンド事業

WIPO は、日本からの任意拠出金である WIPO ジャパンファンドを活用して、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーを含む途上国に対して、特許・意匠・商標出願を電子化して取り込む電子化プロジェクトや、ワークフローの最適化プロジェクトなどを実施している¹⁴。特に、カンボジア、ラオスにおいては、上記 ASEAN IP Register に関する会合で、電子化プロジェクトの現状と今後の計画が報告されている¹²。

上述のように、電子化が十分でない、フルテキストが公開されていない状況の中、これらのプロジェクトは ASEAN の知財データベースの改善に貢献するものと思われる。

4 まとめ

本稿では、ASEAN (主に陸側) の最新の知財動向及びデジタル化の取組について紹介した。特許出願動向に関しては、依然として長い審査期間を短縮するために、今後は AI を活用した審査の効率化が必須になってくる。また、特許審査の迅速化に加えて、特許審査の品質も向上させる必要があり、JPO・JETRO から ASEAN の各知財庁への継続的な協力が不可欠である。

また、ASEAN のデータベース整備、特許情報の公開については課題が多く、ASEAN 各国、ASEAN 事務局、WIPO などの動向に注視していく必要がある。

今後、出願手続や審査手続のデジタル化が進み、出願手続や審査手続の一層の効率化が図られることを期待したい。

11 ASEAN IP Register <https://ip-register.aseanip.org/>

12 4th ASEAN IP Register Regional Coordinators Meeting and WIPO-ASEAN IT Workshop <https://www3.wipo.int/confluence/display/wipoimd/4th+ASEAN+IP+Register+Regional+Coordinators+Meeting+and+WIPO-ASEAN+IT+Workshop%2C+May+6+-+10%2C+2024>

13 ASEAN IP Register Coordinator Meeting <https://www3.wipo.int/confluence/display/wipoimd/ASEAN+IP+Register+Coordinator+Meeting%2C+November+6+-+10%2C+2023>

14 WIPO ウェブサイト (知財庁の電子化) https://www.wipo.int/cooperation/ja/funds_in_trust/

